



報道発表資料の配付日時 10月18日 (火) 14時00分

発表項目 (行事名)	「歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰」について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
	<p>1 趣旨 多年にわたり歯科保健事業に携わり、地域における公衆衛生の向上のために著しい功績のあった者として、次の方が歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰を受賞されることが決定されましたので、お知らせします。</p> <p>2 受賞者等 (1) 表彰区分 厚生労働大臣表彰 (歯科保健事業功労者) (2) 氏名 多田 和央 (ただ かずお) 氏 (3) 主な功績 公衆衛生の普及、むし歯予防等に積極的に取り組み、北海道内で最初に管内小学校でのフッ化物洗口を推進し、さらに保育所、幼稚園でのフッ化物洗口に尽力され、現在においては管内の全施設で実施されるといった、多大なる貢献をされました。また、40歳以上の歯周病予防の啓発、在宅訪問歯科診療においても積極的に取り組んでいます。 同人は、一般社団法人室蘭歯科医師会理事、同副会長、同会長を長年に亘り歴任され、その活動の中で、道内歯科医師会では初めて市町村と連携し、室蘭歯科医師会独自の「口腔がん検診」事業を立ち上げ、20歳以上の西胆振管内の住民を対象に、現在も継続して口腔がん検診を実施し地域住民の口腔の健康づくりに努めています。</p> <p>3 表彰式 (1) 式典 第43回全国歯科保健大会席上 (2) 期日 令和4年10月29日 (土) 午後0時30分より (3) 会場 高崎芸術劇場 (所在地: 群馬県高崎市栄町9-1)</p>		
参 考	添付資料: 令和4年度 歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰 実施要綱		

報道 (取材) に当たってのお願い	取材をされる場合につきましては、下記の連絡先までご連絡くださいますようお願いいたします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担 当 (連絡先)	北海道胆振総合振興局保健環境部保健行政室 (北海道室蘭保健所) 企画総務課長 黒坂 電話: 0143-24-9526 (直通)		
--------------	--	--	--

令和4年度 歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰 実施要綱

1 趣 旨

多年にわたり歯科保健事業に携わり、地域における公衆衛生の向上のために著しい功績のあった個人及び市区町村、民間組織等の団体（以下「団体」という。）を表彰することにより、その事業に携わる者の模範とし、歯科保健事業の進展に資することを目的として行うものである。

2 表彰の対象となる者の範囲（選考基準）

表彰の対象となる者は、次に該当するものとする。

- (1) 地域住民の歯科保健意識の高揚、地域組織の育成強化等歯科保健事業[※]の普及向上に資する諸業務について業績を上げ、その功績が特に顕著である個人又は団体であること。

※歯科保健事業とは以下の事業を指す。

ア 歯科口腔保健の推進に関する法律に則した事業

ア-1 乳幼児歯科保健事業

ア-2 成人歯科保健事業

ア-3 高齢者歯科保健事業

ア-4 障害者等に対する歯科保健医療

ア-5 要介護高齢者に対する歯科保健医療

ア-6 その他、歯科口腔保健の推進に関する法律に則した事業

イ 休日夜間等歯科診療

ウ ヘき地歯科保健医療

エ その他、歯科保健医療の普及向上等に顕著であるもの

- (2) 個人にあつては令和4年4月1日現在において年齢50歳以上（原則として70歳未満）の者であつて、歯科保健事業に20年以上従事し、なおかつ現在、事業に携わっている者であること。
- (3) 団体にあつては歯科保健事業を10年以上実施し、かつ現在も事業を行っている団体であること。
- (4) 原則として、歯科保健事業に関し、都道府県知事表彰、公益社団法人日本歯科医師会長表彰又は公益社団法人日本歯科衛生士会長の表彰を受けたことのある個人又は団体であること。
- (5) 過去において、春秋叙勲若しくは褒章条例に基づく褒章を受けたことのある者又は歯科保健事業に関する功績により厚生労働大臣の表彰を受けたことのある個人又は団体を除くこと。

3 被表彰者は、都道府県知事の推薦により選考委員会の選考を経て決定する。

4 被表彰者の推薦

- (1) 推薦者数は東京都及び指定都市を有する道府県については、個人2名以内及び団体2団体以内、その他の県については、個人1名以内及び団体1団体以内とする。
- (2) 都道府県において政令市及び特別区にもそれぞれ周知し、取りまとめの上行う。
- (3) 推薦に当たっては、別紙大臣表彰推薦調書1部を令和4年7月8日（金）までに厚生労働省医政局長あて提出する。